「健康と文化の森地区導入機能等検討業務委託」に係る 事業者選考会審査要領

1 目的

この要領は、「健康と文化の森地区導入機能等検討業務委託」に係る事業者選考会の実施に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、公正に事業者を選考することを目的とする。

2 選考会開催日

2024年(令和6年) 5月17日(金)から2024年(令和6年) 5月24日(金)までの間で実施

3 審查対象項目

別紙「健康と文化の森地区導入機能等検討業務委託」に係る事業者選定審査基準のとおり

4 審査の流れ

審査は、書類審査、価格審査とプレゼンテーションの採点結果の合計とする。

評価項目			評点 合計	摘要
書類審査				事務局審査
価格審査				事務局審査
プレゼ ンテョを 審査 考る 7名)	技術提案に対する基本的な考え方と方針	技術提案のわかりやすさ	1160点	
		技術提案の緻密性		
		技術提案の的確性		
	特定テーマに関連した技術提案力			
	その他の技術提案力			

- (1)事務局において事前に書類審査を行い、参加資格が適当と認められた事業者を 事業者選考会の審査対象とする。
- (2) 書類審査及び価格審査は、プレゼンテーションに先立って、事務局で行う。
- (3) プレゼンテーションは、選考委員が、提案者からのプレゼンテーション内容及 び選考委員による討論を踏まえ、最終的な採点を行う。なお、プレゼンテーションの時間は質疑応答を含み1事業者30分以内とする。
- (4)全ての審査及び採点を終了した後、次項に基づき、優先交渉権者及び次点交渉権者を決定する。

5 審査方法及び選出基準

- (1) 各選考委員がそれぞれ評価項目を評価し、採点表に点数を記入する。
- (2) 書類審査及び価格審査の評価は、あらかじめ事務局により採点を記入する。
- (3) 選考委員全員の評点の合計で最高点を得た事業者を選定し、合わせて次点事業者も選定する。
- (4) 同点が複数の場合は同点各社の評価項目のうちプレゼンテーションの得点を優先し選定する。プレゼンテーションの得点も同数だった場合、内容の比較検討を行い、討議のうえ選定する。
- (5) 選考委員が欠席した場合には、出席した委員の平均点を加算する。
- (6)次の条件に該当する場合、参加資格の条件を満たしている場合であっても、優 先交渉権者及び時点交渉権者の選定の対象としない。
 - ・評価項目による「特定テーマに関連した技術提案力」及び「その他の技術 提案力」の各委員の合計点が5割以下であった。(評価基準が平均普通以 下)

6 審査結果及び問い合わせ

- (1)審査結果については、プレゼンテーションを行った事業者全員に郵送で通知する。
- (2)優先交渉権者及び次点交渉権者の会社名は藤沢市のホームページに掲載する。
- (3)審査結果の問い合わせについては、審査結果の文書を発送した日の翌日から7日間(土日祝日を除く午前9時から午後5時まで)を期限とし、問い合わせのあった当該事業者の得点のみ回答する。

以 上